

刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ・ファミリーシップに係る生活上の不便を軽減し、及び多様な性に関する市民の理解を促進することにより、誰もが暮らしやすい環境の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ 双方又は一方が性的少数者（性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみでない者をいう。）である2人の者が人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した2人の関係（以下「パートナーシップ」という。）（双方又は一方に同居し、かつ、生計を同一にする子（実子又は養子をいう。以下同じ。）がおり、双方が当該子を含め家族とすることを約束した場合にあっては、当該子を含めた関係）をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対してパートナーシップ・ファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 本市に住所を有していること又は共に宣誓をしようとする者が本市に住所を有しており、かつ、次条の規定により宣誓をする日から3月以内に本市に転入することを予定していること。

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。

(4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。

(5) 共に宣誓をしようとする者と民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者の関係（パートナーシップに基づく養子縁組をし、又は養子縁組をしていたことによるものを除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日を予約の上、市職員の面前において刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入（宣誓をしようとする者が宣誓書を自ら記入をすることができない事情があると市長が認める場合にあっては、当該者及び共に宣誓をしようとする者の立会いの下で他の者が代筆）をし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

（2）戸籍抄本、独身証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

（3）子との関係及び同居していることを確認できる書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）（当該子を含め家族とすることを約束した場合であって、前2号に掲げる書類によって確認できない場合に限る。）

（4）刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の記載に関する同意書（様式第2号。以下「同意書」という。）（満15歳に達した日以後にある子が自ら記入（自ら記入をすることができない事情があると市長が認める場合にあっては、他の者が代筆）をしたものに限る。）（当該子を含め家族とすることを約束した場合に限る。）

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により宣誓をする際に、次の各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

（1）個人番号カード

（2）運転免許証

（3）旅券

（4）在留カード

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第5条 日常生活において通称名（性別の違和により日常生活において使用する戸籍上の氏名（外国籍の者にあっては、在留カード又は特別永住者証明書に記載さ

れた氏名をいう。以下同じ。)とは別の名称(外国籍の者にあつては、住民票に通称として記載されたものをいう。)をいう。以下同じ。)を使用する者は、宣誓書に氏名と併せて通称名を記載し、提出することができる。この場合において、当該者は、前条第2項各号に掲げるいずれかの書類に加え、通称名を記載し、提出する者が日常生活において当該通称名を使用していることを証明する書類を市長に提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓書(第13条第1項の規定により提出する刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書を含む。以下この項、次条及び第11条において同じ。)を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及び刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(様式第4号。以下「受領証明カード」という。)を当該宣誓書を提出した者に交付するものとする。

2 受領証は、1組のパートナーシップ・ファミリーシップにつき1枚とし、受領証明カードは、1組のパートナーシップ・ファミリーシップにつき2枚とする。ただし、子を含め家族とすることを約束した場合においては、受領証明カードは、当該子の人数を限度として追加することができる。

(変更の届出等)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、住所、氏名その他宣誓書の記載事項又はこの条の規定により変更の届出をした事項に変更があった場合は、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に変更内容を証明する書類、受領証及び受領証明カード(受領証に記載のない事項に係る変更の場合にあつては、変更内容を証明する書類)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 宣誓者(本市に住所を有する者を除く。)は、変更届に宣誓(第13条第1項の規定による刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書の提出を含む。)をした日から3月以内に本市に転入したことを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による変更の届出について準用する。こ

の場合において、第4条第2項中「宣誓をしようとする者」とあるのは、「変更届を提出しようとする者」と読み替えるものとする。

- 4 市長は、変更届の提出があった場合は、受領証に記載のない事項に係る変更である場合を除き、当該変更届の内容を反映させた受領証及び受領証明カードの交付をするものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 宣誓者は、受領証又は受領証明カードを紛失し、破損し、又は汚損した場合その他受領証又は受領証明カードの提示に当たり支障がある場合は、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することができる。

- 2 前項の場合において、宣誓者は、破損、汚損等に係る受領証又は受領証明カードを添付しなければならない。ただし、受領証又は受領証明カードの紛失その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 3 市長は、再交付申請書の提出があった場合は、受領証又は受領証明カードの再交付を行うものとする。

- 4 第2項ただし書の規定により受領証又は受領証明カードの添付をすることなく再交付申請書を提出し、受領証又は受領証明カードの再交付を受けた者は、同項ただし書の受領証又は受領証明カードの紛失その他やむを得ない理由がなくなった場合は、当該理由に係る受領証又は受領証明カードを市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証及び受領証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の双方又は一方が本市から転出したとき。

(3) 共に宣誓をした者が死亡したとき。

(4) 宣誓者の双方又は一方が第3条第3号の要件に該当しなくなったとき。

(5) 宣誓者の双方又は一方が受領証及び受領証明カードの返還を希望するとき。

- 2 前項の場合において、宣誓者は、受領証又は受領証明カードの紛失その他やむ

を得ない理由があるときは、当該受領証又は受領証明カードの返還を要しない。

- 3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による受領証及び受領証明カードの返還について準用する。この場合において、第4条第2項中「宣誓をしようとする者」とあるのは、「受領証及び受領証明カードの返還をする者」と読み替えるものとする。

- 4 市長は、宣誓者が第1項第1号から第4号までのいずれかの要件に該当すると認めるときは、第1項の規定による届出がない場合においても受領証及び受領証明カードが返還されたものとみなすことができる。

（子に関する記載の削除）

第10条 受領証及び受領証明カードに子として氏名等の記載をされている者（満15歳に達した日以後にある子に限る。）は、受領証及び受領証明カードから自らに関する記載の削除を希望する場合は、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の記載に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申立書の提出について準用する。この場合において、第4条第2項中「宣誓をしようとする者」とあるのは、「申立書を提出しようとする者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、申立書の提出があったときは、当該申立書に係る子に関する記載の削除をした受領証及び受領証明カードを宣誓者に交付するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により子に関する記載の削除をした受領証及び受領証明カードを宣誓者に交付した場合は、当該削除前の受領証及び受領証明カードを無効とする。

（受領証等の無効）

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者に交付した受領証及び受領証明カードを無効とする。

（1）宣誓書の内容に虚偽があったとき。

（2）受領証又は受領証明カードを不正に使用したことが判明したとき。

（3）第7条第2項の規定による届出がされないとき。

（受領証等の交付番号の公表）

第12条 市長は、第9条第1項の規定により受領証及び受領証明カードが返還さ

れたとき（次条第6項の規定により受領証及び受領証明カードが返還されたものとみなしたときを含む。）、同条第4項の規定により受領証及び受領証明カードが返還されたものとみなしたとき、又は第10条第4項若しくは前条の規定により受領証及び受領証明カードを無効としたときは、当該受領証及び受領証明カードの交付番号（受領証及び受領証明カードごとに付与された番号をいう。）を公表するものとする。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第13条 連携自治体（本市とパートナーシップ・ファミリーシップに関する宣誓制度に係る自治体間の連携をしている自治体をいう。以下同じ。）において、宣誓に類する行為をし、受領証又は受領証明カードに類する書類（以下「受領証類似書類」という。）の交付を受けた者（第3条各号のいずれにも該当する者に限る。）は、本市へ転入した後においても引き続き当該宣誓に類する行為に係る関係を継続する場合は、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第9号。以下「申告書」という。）を提出することができる。

2 前項の規定により申告書を提出する場合は、提出をする日を予約の上、市職員の面前において申告書を自ら記入（提出をしようとする者が申告書を自ら記入をすることができない事情があると市長が認める場合にあっては、当該者及び共に提出をしようとする者の立会いの下で他の者が代筆）をし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）受領証類似書類（2枚以上交付を受けている場合は、その全て）

（2）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（提出をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

（3）子との関係及び同居していることを確認できる書類（提出をする日前3月以内に発行されたものに限る。）（当該子を含め家族とすることを約束した場合であって、前号に掲げる書類によって確認できない場合に限る。）

（4）同意書（満15歳に達した日以後にある子が自ら記入（自ら記入をすることができない事情があると市長が認める場合にあっては、他の者が代筆）をしたものに限る。）（当該子を含め家族とすることを約束した場合に限る。）

3 第4条第2項及び第5条の規定は、第1項の規定による申告書の提出について準用する。この場合において、第4条第2項中「宣誓をしようとする者」とある

のは、「申告書を提出しようとする者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定による申告書の提出は、宣誓とみなす。

5 市長は、申告書の提出を受けた場合は、遅滞なく、当該申告書を提出した者が交付を受けていた受領証類似書類に係る連携自治体に当該申告書の提出があった旨を通知するものとする。

6 第9条第1項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者が連携自治体に転出し、当該連携自治体において申告書に類する書類の提出があった旨の通知を受けた場合は、当該宣誓者に係る受領証及び受領証明カードが返還されたものとみなす。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 宣誓をする日の予約手続その他の準備行為については、令和5年7月1日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年8月1日において現に交付されている改正前の刈谷市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱様式第2号による刈谷市パートナーシップ宣誓書受領証(以下「改正前の受領証」という。)は、改正後の刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)様式第3号による刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証とみなす。

3 市長は、令和7年8月1日において現に改正前の受領証の交付を受けている者に刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードを2枚交付するものとする。

4 改正後の要綱第13条第2項の規定による予約手続については、令和7年8月

1 日前においても行うことができる。